

JMRC 北海道互助会
規 則

2004年4月25日 改正
2007年4月8日 改正
2011年2月11日 改正
2016年12月3日 改正

※削除は二重取消線・下線は変更及び追加

JMRC 北海道互助会規約（以下「規約」という）第 35 条の規定により、給付事業の実施について必要な事項をつぎのとおり定める。

（対象範囲）

- 第 1 条 規約第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第 5 項の対象範囲は、競技会場敷地内における、競技開始日の受付から終了までの競技に関わる事故とする。但し、ラリーの場合は公式レッキを含み競技開始日の受付から終了までとする。
- 規約第 4 条第 3 項及び第 4 項の対象範囲は、規約第 6 条第 1 項の加入申込書に記載された住所と行事等開催場所との移動中、及び行事等の関与中に発生した事故とする。但し、前項の対象範囲は含まれない。
 - 規約第 4 条第 6 項の対象範囲は、公式レッキを含みラリー競技の走行中に発生した事故とする。

（加入の申込み）

- 第 2 条 規約第 6 条第 1 項の年会費の額は、1,000 円とする。
- 規約第 6 条第 1 項の加入申込みは、所属クラブ・団体を通じて払い込むか又は、互助会が私製した郵便振替払込取扱票を使用し郵便局窓口で払い込むものとする。また、互助会担当者(理事会で任命)が競技会当日に申込みを受け付ける事がある。
 - 規約第 6 条第 3 項の年会費が払込まれた日は、当分の間郵便振替払込金受領書の受付日附印欄に押印された郵政官署印の日附とする。
 - 規約第 6 条第 6 項の加入申し込みは、競技会参加申込み時点において、所定の申込み用紙にて 1 台につき 3,000 円の会費を添えて競技会オーガナイザーに申し込むものとする。
 - 第 4 項の競技会オーガナイザーは、競技会開催日の前日迄に会費及び加入者名簿を互助会事務局に送付するものとする。
 - 他地域のラリー競技会に参加する場合、当該オーガナイザーに確認の上、規約第 6 条第 6 項の加入申込みを行うことができる。この場合、競技会参加申込み時点において、所定の申込み用紙にて 1 台につき 3,000 円の会費を添えて JMRC 北海道互助会事務局に申し込むものとする。

（給付区分）

第3条 規約第29条第2項の給付区分は、同一人に対する同一年度内の給付限度額を200万円とし、これを100%として以下に従う。

- | | |
|--|-------|
| (1) 死亡（事故発生から3ヶ月以内に死亡したものを含む） | →100% |
| (2) 眼の障害 両眼が失明した時 | →100% |
| 一眼が失明した時 | →60% |
| (3) 耳の障害 両耳の聴力を全く失った時 | →80% |
| (4) 咀嚼・言語の障害 | |
| 咀嚼または言語の機能を全く失った時 | →100% |
| (5) 腕（手関節より上半を言う）・脚（足関節より上部を言う）の障害 | |
| 1腕又は1脚を失った時 | →60% |
| (6) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずる事ができない時 | →100% |
| (7) 上記以外の障害を原因とする入院 | |
| （事故発生の日から連続して7日以上入院し90日を上限とする） | |
| 入院加療に要した日数×4,000円を乗じて得た額 | |
| （この場合における加療に要した日数とは見舞金支払請求書に添付された診断書に記載された入院日数をいう） | |
| (8) 上記を含む障害を原因とする通院 | |
| （事故発生の日から180日以内で7日以上通院し60日を上限とする） | |
| 通院加療した日数×2,000円を乗じて得た額 | |
| (9) 前各号に属さない軽微な障害 | |
| その都度理事会審査による決定に従う。 | |

2. 規約第29条第3項の給付区分は、同一人に対する同一年度内給付限度額を140万円とし、これを100%として以下に従う。

- | | |
|---|-------|
| (1) 死亡（事故発生から3ヶ月以内に死亡したものを含む） | →100% |
| (2) 眼の障害 両眼が失明した時 | →100% |
| 一眼が失明した時 | →60% |
| (3) 耳の障害 両耳の聴力を全く失った時 | →80% |
| (4) 咀嚼・言語の障害 | |
| 咀嚼または言語の機能を全く失った時 | →100% |
| (5) 腕（手関節より上半を言う）・脚（足関節より上部を言う）の障害 | |
| 1腕又は1脚を失った時 | →60% |
| (6) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずる事ができない時 | →100% |
| (7) 上記以外の障害を原因とする入院 | |
| （事故発生の日から連続して7日以上入院し90日を上限とする） | |
| 入院加療に要した日数×2,800円を乗じて得た額 | |
| （この場合における加療に要した日数とは、見舞金支払請求書に添付された診断書に記載された入院日数をいう） | |

- (8) 上記を含む障害を原因とする通院
(事故発生の日から 180 日以内で 7 日以上通院し 60 日を上限とする)
通院加療した日数×1,400 円を乗じて得た額
- (9) 前各号に属さない軽微な障害
その都度理事会審査による決定に従う。
3. 規約第 29 条第 4 項の給付区分は、1 競技会毎に以下に従う。
- (1) ラリー競技中に発生した、構成員が加害者となる対人身事故に対して、第 1 項の給付区分を適用し、1 事故/1 名につき 200 万円（死亡事故のみ第 1 項の給付区分に関わらず 400 万円）を限度として、見舞金を給付できるものとする。但し、その給付金額等の算定については、その都度、理事会で審議し決定するものとする。
又、対人身事故被害者が構成員である場合は、互助会規約(給付)第 29 条第 2 項に従い、本制度による重複給付は行わないものとする。
- (2) ラリー競技中に発生した、構成員による対物損事故に対して、当該オーガナイザーから現状復旧の請求が出された場合、その復旧に実際要した費用を、1 事故につき 30 万円を限度として、見舞金を給付できるものとする。但し、当該競技に参加する他競技車両との対物損事故については対象外とする。又、1 競技会につき 1 構成員 30 万円を限度とする。
4. 規約第 29 条の各号の給付区分で JMRC 共同共済会との関連で行う給付は JMRC 共同共済会の規則に従う。

(給付の請求及び支払い)

- 第 4 条 規約第 4 条第 1 項又は第 3 項の給付対象者で規則第 3 条第 1 項の給付及び規約第 4 条第 5 項で規則第 3 条第 2 項の給付は、事故発生後 14 日以内に事故報告書を互助会に提出し、診断確定後 30 日以内に見舞金支払請求書に診断書を添付し、理事長に見舞金の支払請求をするものとする。尚、規約第 4 条第 1 項又は第 5 項の給付対象者の支払請求については、当該競技会オーガナイザーを経由するものとする。
2. 規約第 4 条第 2 項及び第 4 項の給付対象者は事故発生後直ちに事故報告書をこの互助会に提出しかつ 1 年以内に見舞金支払請求書に理事会が審査に際して必要と認める書類を添付し、理事長に見舞金の支払請求をするものとする。
3. 規約第 4 条第 6 項の給付対象者は、事故発生後 14 日以内に事故報告書及び事故発生時の現場の詳細図(写真等)を互助会に提出し、対人身事故の場合は、診断確定後 30 日以内に見舞金支払請求書に診断書及び理事会が審査に際して必要と認める書類を添付し、対物損事故の場合は、復旧後 30 日以内に見舞金支払請求書に領収書等及び理事会が審査に際して必要と認める書類を添付し、当該競技会オーガナイザーを経由(他地域の競技会に参加の場合は直接)して理事長に見舞金の支払請求をするものとする。
4. 規約第 4 条第 8 項及び第 9 項及び第 10 項の給付は、道協運営委員会の審議を経て理事会で議決後常務理事が理事長に給付金の支払請求をするものとする。

5. 理事長は、前各号の支払請求を受けた場合は、調査のため特に日時を要するとき（その場合は、その旨を給付対象者に通知する。）のほか請求手続きを完了した日から 30 日以内に理事会の決議を経て見舞金及び給付金を支払う。
6. 規約第 4 条第 1 項及び第 3 項の内、規則第 3 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの見舞金及び規則第 3 条第 1 項第 9 号の見舞金を含む規則第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号までの同一人に対する同一年度内の見舞金は合わせて 200 万円を超えては支払われない。
7. 規約第 4 条第 5 項の内、規則第 3 条第 2 項第 1 号から第 8 号までの見舞金及び規則第 3 条第 2 項第 9 号までの見舞金を含む規則第 3 条第 2 項第 1 号から第 9 号までの同一人に対する同一年度内の見舞金は合わせて 140 万円を超えては支払われない。
8. 戦争その他の変乱により所定の見舞金及び給付金を支払う事ができない場合、理事会の議決を経て分割支払い、支払いの繰延べ又は削減をすることができる。
9. 規則第 3 条第 1 項第 7 号から第 9 号の給付対象者は、事故発生の日から 180 日を経過した後において見舞金の支払請求をする事ができない。
10. 規則第 3 条第 2 項第 7 号から第 9 号の給付対象者は、事故発生の日から 180 日を経過した後において見舞金の支払請求をする事ができない。
11. 規則第 3 条第 4 項の給付対象者は、JMRC 共同共済会の規定に従う。
12. 規則第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第 3 項で給付の為に互助会が負担した調査及び申請書類の経費を申請者に対し負担を求める事ができる。

（給付を行わない場合）

- 第 5 条 次各号に掲げる事実が発生したときは、給付をおこなわない。
- ・前条第 1 項及び第 2 項及び第 3 項の書類に故意に不実の事を表示し、又はそれらの書類を偽造し若しくは変造したとき。
 - ・犯罪行為をとまなう場合で、理事会が給付を適当でないと認めたとき。

（異議申立及び再審査）

- 第 6 条 給付に関する理事会の決定に不服がある規約第 4 条第 1 項から第 6 項の給付対象者は、理事会の決定があった事を知った日の翌日から 30 日以内に書面をもって理事長に対して異議の申立をする事ができる。この場合理事会は異議の申立を受けた日から 30 日以内に再審査をおこない、その結果を異議の申立した者に通知するものとする。

（請求の制限）

- 第 7 条 見舞金の支払請求を行おうとする者は規約第 6 条に基づき支払請求する時に互助会に加入していなければ請求できない。但し、規則第 3 条第 3 項は除く。
2. 給付を受けようとする者は給付される 30 日前に互助会に加入している事が確認できなければ給付を受ける事はできない
- 但し、規則第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項及び第 4 項は除く。